

大崎市第6次集中改革プラン

令和5年度～令和7年度



令和5年 月策定

宮城県大崎市

～ 目 次 ～

I 総論

- 1 プランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 各論

- 1 市民協働の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - No.1 多様な話し合いの場と環境づくり
- 2 社会構造の変化に伴う事務事業の構築・・・・・・・・ 5
 - No.2 事務事業の整理・統廃合の推進
 - No.3 民間企業等との協働の推進
 - No.4 補助金・負担金の見直し
 - No.5 使用料等の見直し
 - No.6 市民ニーズの業務への反映
- 3 共に歩む組織・機構の構築・・・・・・・・ 8

- 4 職員の定員管理及び人財育成・・・・・・・・ 9
 - No.7 適正な定員管理計画の推進
 - No.8 人財育成の推進
- 5 行政の情報化・・・・・・・・ 1 1
 - No.9 デジタル技術の活用による行政サービスの向上
 - No.10 マイナンバーカードの利用拡大
 - No.11 行政情報のオープンデータ化の整備
 - No.12 AI や RPA 等を活用した業務の効率化
 - No.13 内部情報系システムの運用の見直し
- 6 市の公共施設のあり方の検討・・・・・・・・ 1 4
 - No.14 施設総量の適正化の推進
 - No.15 集会施設の地域への譲与の推進
- 7 改善を本旨とする財政健全化の推進・・・・・・・・ 1 6
 - No.16 滞納整理の推進
 - No.17 使用料等の収入確保
 - No.18 ふるさと納税制度の活用
 - No.19 遊休資産の活用
- 8 公営企業の経営健全化・・・・・・・・ 1 9
 - No.20 病院事業の経営健全化
 - No.21 上下水道事業の経営健全化

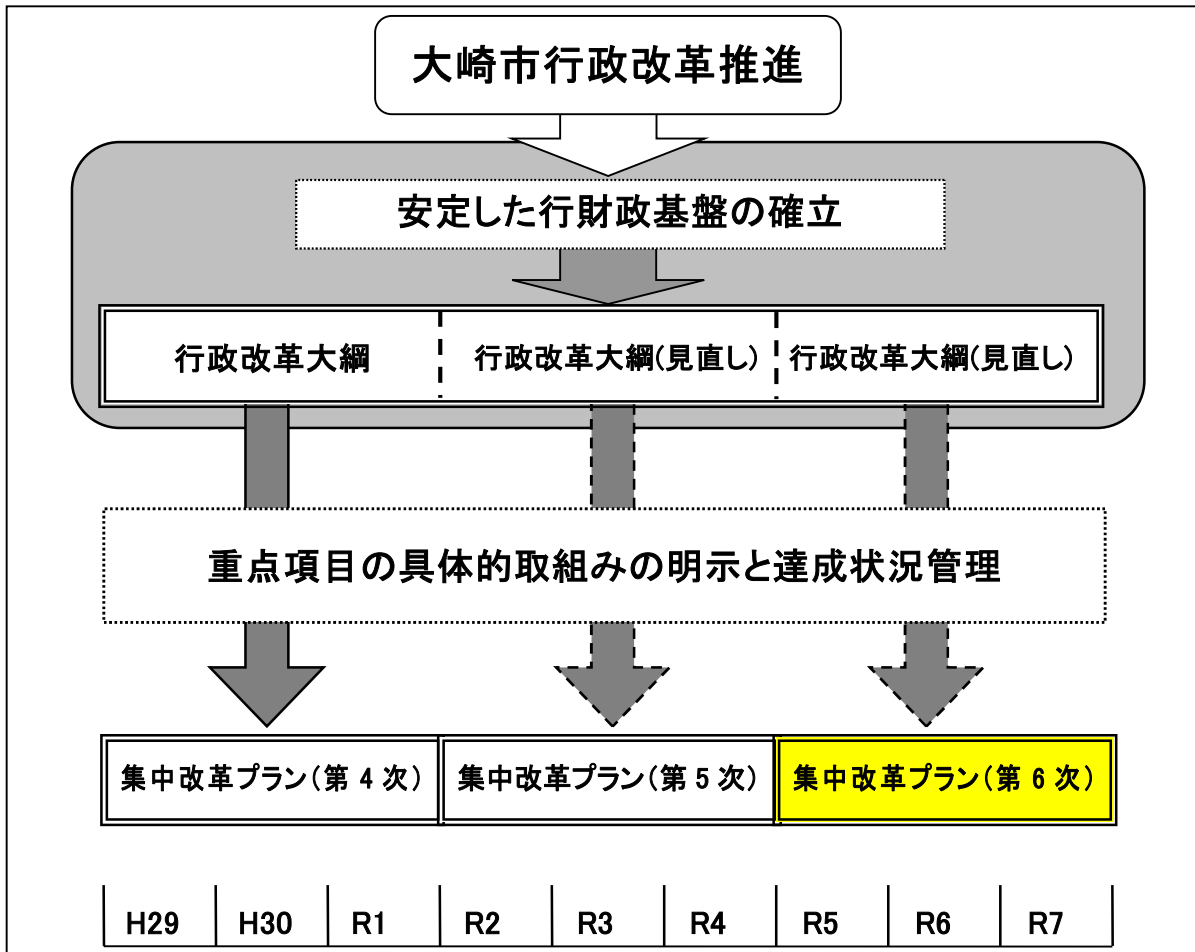
I 総論

1 プランの位置づけ

「第6次集中改革プラン」は、行政改革大綱に基づき、行政改革の重点項目等の取組みを特定年限に集中的に実施するため、数値目標を掲げて行政改革の具体的な内容を示すとともに、達成状況を管理するものです。

2 計画期間

令和5年度から令和7年度までの3年間とします。



行政改革大綱より抜粋

3 推進体制

(1) 庁内体制

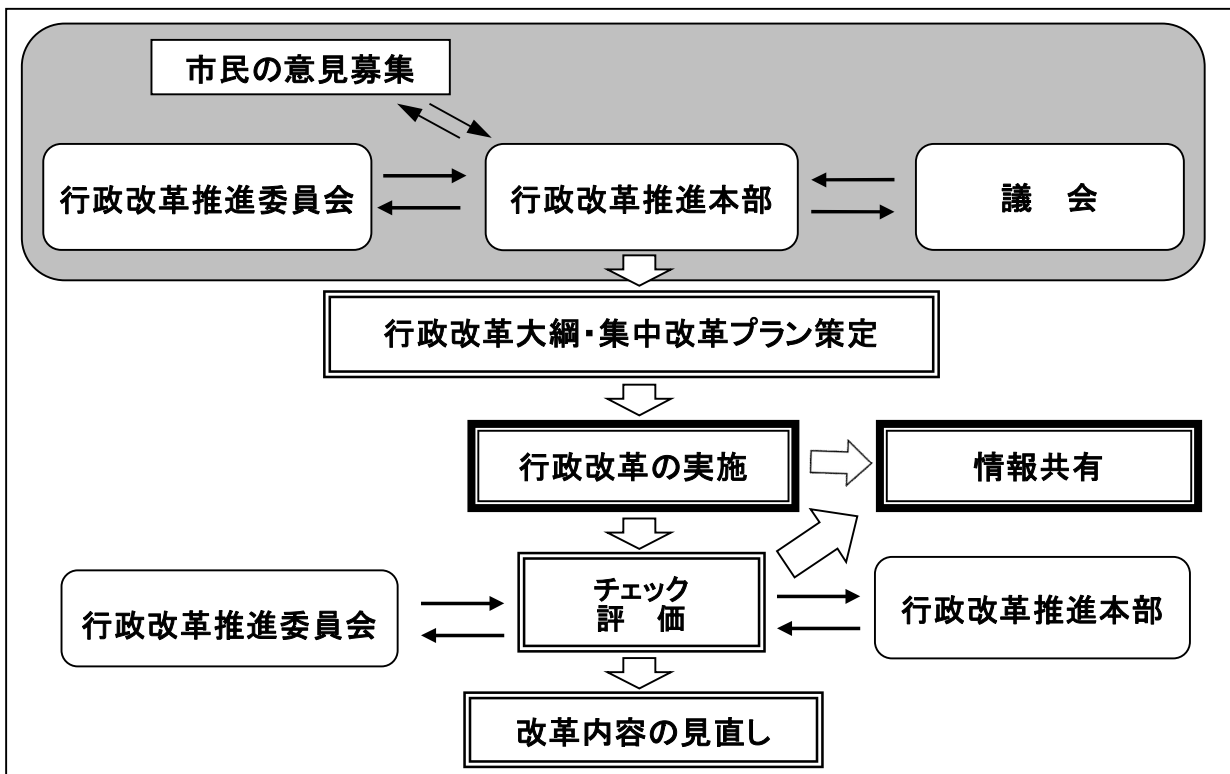
行政改革大綱に基づき、市長を本部長とする大崎市行政改革推進本部を中心として、下部組織である行政改革推進本部作業部会が個別の推進状況等の調査検討を行うなど、効率的かつ効果的に第6次集中改革プランを推進していきます。

さらに、各課に配置している行政改革推進員を中心に、職員一人ひとりの行革推進に対する意識向上を図っていきます。

(2) 市民と共に推進

行政改革を推進していくためには、大崎市の取組みに対する市民の理解と協力が不可欠です。このため、行政改革の内容や推進状況などについては、広報おおさきやウェブサイトなどでお知らせしていきます。

さらに、行政改革推進委員会を設置し、市民の意見や提言をいただき、その内容を反映させながら、改革を進めていきます。



行政改革大綱より抜粋

II 各論

以下では、行政改革大綱で定めた個別推進項目のうち、計画期間内での取組みが特に求められる 21 項目について示しています。

集中改革プランによる取組み

行革大綱の個別推進項目	項目	取組内容	5次プランとの関係性
1 市民協働の推進に向けて	(1) 市民参加・参画の推進 (2) 話し合いの場づくり	No.1 多様な話し合いの場と環境づくり	継続
2 社会構造の変化に伴う事務事業の構築	(1) 事務事業の体系化 (2) 民間委託等の推進 (3) 補助金・負担金交付制度の適正化 (4) 事務事業のコスト管理と受益者負担の適正化 (5) 市民ニーズに基づくサービスの向上	No.2 事務事業の整理・統廃合の推進 No.3 民間企業等との協働の推進 No.4 補助金・負担金の見直し No.5 使用料等の見直し No.6 市民ニーズの業務への反映	拡大 新規 継続 継続 継続
3 共に歩む組織・機構の構築	(1) 市民が利用しやすい組織 (2) 災害に強い組織，防災体制の強化 (3) 団体等の連携	※新庁舎でのサービス開始に向けた組織体制を確立済	—
4 職員の定員管理及び人材育成	(1) 定員管理計画の推進 (2) 効率的な人員体制の構築 (3) 職員研修の充実	No.7 適正な定員管理計画の推進 No.8 人財育成の推進	継続 継続
5 行政の情報化	(1) 業務案内，行政手続の総合化及び電子化の推進 (2) 電算システム運用の見直し	No.9 デジタル技術の活用による行政サービスの向上 No.10 マイナンバーカードの利用拡大 No.11 行政情報のオープンデータ化の整備 No.12 AI や RPA 等を活用した業務の効率化 No.13 内部情報系システムの運用の見直し	新規 拡大 継続 拡大 継続
6 市の公共施設のあり方の検討	(1) 市の公共施設のあり方の検討	No.14 施設総量の適正化の推進 No.15 集会施設の地域への譲与の推進	拡大 継続
7 改善を本旨とする財政健全化の推進	(1) 自主財源の確保 (2) 遊休資産等の活用・売却	No.16 滞納整理の推進 No.17 使用料等の収入確保 No.18 ふるさと納税制度の活用 No.19 遊休資産の活用	継続 継続 拡大 継続
8 公営企業の経営健全化	(1) 病院事業の経営健全化 (2) 水道事業の経営健全化	No.20 病院事業の経営健全化 No.21 上下水道事業の経営健全化	継続 拡大

1 市民協働の推進に向けて

(1) 市民参加・参画の推進

市民のまちづくりへの参加意識を高め、市民協働を推進するためには、市民と行政が共にまちづくりについて考え、信頼関係を構築することが重要です。そのため、市の抱える重点課題や行政情報を正確に提供し、市民との情報共有を図り、市民に意見・提案を求め、市民の行政への参加・参画機会の充実に努めます。

また、地域間の連携、交流機会の充実に努めるとともに、協働のまちづくりが将来にわたって発展するよう、まちづくりを担う人材の発掘と若者の育成を推進します。

(2) 話し合いの場づくり

「まちはみんなでつくるもの」を合言葉に、市民同士、市民と行政が、協働の考え方や意味を理解し実践するなど、みんなの声が生かせるまちづくりを推進するため、「大崎市話し合う協働のまちづくり条例」の行動計画に基づき、多様な話し合いの場と環境づくりを推進していきます。

さらに、市民と行政が対等な関係で一つの場（テーブル）につき、合意形成を図りながら事業実施のプラン等を立てる話し合いを展開していくこととします。

No.1 多様な話し合いの場と環境づくり <継続>

【担当課：まちづくり推進課，各総合支所地域振興課，関係各課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
大崎市話し合う協働のまちづくりの推進	①～④	①～④	①～④	市民のまちづくりの参加意識を高めるため、話し合いの場づくりと環境づくりを推進する。
主な取組内容				
①多様な話し合いの場と環境づくり				
②まちづくりへ参画するきっかけづくり				
③役割の明確化と協働の実践				
④まちづくりを担う人材の発掘と若者の育成				
取組による 効果 (目標値)	令和5年度	協働のまちづくりに関する市民満足度 37% (計画)		
	令和6年度	— (※市民意識調査を隔年で実施しているため非表示)		
	令和7年度	協働のまちづくりに関する市民満足度 40% (計画)		
	総計	—		

2 社会構造の変化に伴う事務事業の構築

(1) 事務事業の体系化

事務事業をより公正、効率的なものとするため、事務事業評価を活用して、事務事業の関連を明らかにして体系的に整理しながら、スクラップアンドビルド、選択と集中の考え方により、事務事業の整理・統廃合を推進します。

No.2 事務事業の整理・統廃合の推進 <拡大>

【担当課：行政管理課，関係各課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
事務事業の見直し (事業のスクラップ)	①～③	①～③	①～③	計画 (Plan), 実行 (Do), 評価 (Check), 改善 (Action) の事務事業実施サイクルにより、事務事業を見直し、効率的、効果的な行政サービスの提供を目指す。
主な取組内容				
①事務事業評価を活用した事務事業の整理及び統廃合 ②各事業への確実な終期の設定及び優先度に着目した既存事業のスクラップの実施 ③市民と行政との適切な役割分担の整理				
取組による 効果 (目標値)	令和5年度	スクラップ手法の意識醸成・実施 実施にあつては事務事業評価対象事業の5%に着手		
	令和6年度	スクラップの検証・実施 実施にあつては事務事業評価対象事業の5%に着手		
	令和7年度	スクラップの検証・実施 実施にあつては事務事業評価対象事業の5%に着手		
	総計	—		

(2) 民間委託等の推進

事務事業の全般にわたり、民間委託等の推進の観点から見直しや総点検を行い、現状の限られた職員数と財源のもとで、行政サービスの水準を維持・向上させる有効な手法を検討し、改善に努めます。

公の施設については、「大崎市公共施設等総合管理計画」を踏まえつつ、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、多様化する市民ニーズに応えられるよう、より効率的かつ効果的な運営を推進します。

No.3 民間企業等との協働の推進 <新規>

【担当課：行政管理課，政策課，関係各課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
民間企業等との連携の推進	①～③	①～③	①～③	民間企業等のアイデアやノウハウを活かし，行政が抱える様々な課題解決につなげる。
主な取組内容				
①民間企業や各種団体の提案による諸課題の解決と行政サービスの活性化策の推進				
②包括協定の推進				
③積極的なアウトソーシングの推進，行政コストの縮減と市民サービスの促進				
取組による 効果 (目標値)	令和5年度	民間提案による事業の検討		
	令和6年度	民間提案による事業の実施 1件		
	令和7年度	民間提案による事業の実施 1件		
	総計	—		

(3) 補助金・負担金交付制度の適正化

各種団体等への補助金は，従来からの慣例により継続して交付されているものなどがあることから，補助金交付基準に基づき，適正な見直しを行い，交付の妥当性，活動内容，経費負担のあり方等を検証し，関係団体との調整を図りながら，適正化を推進します。

負担金についても，効果や必要性を常に検証し，関係団体との調整を図りながら，見直しを進めていきます。

No.4 補助金・負担金の見直し <継続>

【担当課：行政管理課，関係各課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
補助金・負担金のあり方の検討	①～③	①～③	①～③	補助金・負担金の必要性や効果等を検証し，より効果的な制度へ移行するための仕組みづくりを行う。
主な取組内容				
①補助金負担金の見直しにより見込まれる効果額の追跡調査				
②必要性や公益性等を考慮した各団体との調整，終期設定の徹底				
③関係法令及び大崎市補助金交付基準に基づく適正な補助金・負担金の執行の推進				
取組による 効果 (目標値)	令和5年度	補助金・負担金の適正運用，効果額の評価・検証		
	令和6年度	補助金・負担金の適正運用，効果額の評価・検証		
	令和7年度	補助金・負担金の適正運用，効果額の評価・検証		
	総計	—		

(4) 事務事業のコスト管理と受益者負担の適正化

厳しい財政状況に対応していくため、既に目的を達成したものや必要性の薄れたもの、市民ニーズに合わないものは、廃止、縮小など整理統合を行い、より簡素で効率的かつ効果的な事務事業の実施に努めるものとします。

また、各種使用料や手数料については、市民の負担の公平性が確保されるよう、適正な見直しを行います。

No.5 使用料等の見直し <継続>

【担当課：行政管理課，関係各課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
使用料・手数料の見直し	①	②③	②③	受益者負担を原則とし、コスト計算に基づいた使用料等の算定を行い、定期的な見直しを図る。
主な取組内容				
①改正使用料・手数料の実施 ②使用料・手数料の適正な料金水準の検討 ③減免基準の見直し検討				
取組による 効果 (目標値)	令和5年度	改正使用料・手数料の実施による収入増		
	令和6年度	改正使用料・手数料の実施による収入増		
	令和7年度	改正使用料・手数料の実施による収入増		
	総計	—		

(5) 市民ニーズに基づくサービスの向上

施策の選択を適切に行うため、「市民意識調査」や市民提言などの広聴機能を充実させるとともに、市公式ウェブサイトやSNSを活用して市民の声を幅広く集約し、市民の意見や提案、ニーズの把握に努めます。また、日頃の会話の中で発せられる市民の声に耳を傾け、その意見などを今後の行政改革の取組みに反映させ、行政サービスの向上に努めます。

No.6 市民ニーズの業務への反映 <継続>

【担当課：政策課，秘書広報課，関係各課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
市民ニーズの把握と業務への反映	①～④	①～④	①～④	市民ニーズをより業務に反映させる手段や方法を検討し、各種施策に反映することで市民サービスの向上を図る。

主な取組内容		
①市民意識調査の実施と分析		
②移動市長室，高校生タウンミーティング等の意見交換会等の開催		
③市政情報の提供，会議の公開等の推進		
④市公式ウェブサイトや SNS を活用した市民ニーズの把握		
取組による 効果 (目標値)	令和 5 年度	大崎市に対する総合的な市民満足度 50% (市民満足度調査「大崎市に対する総合的な満足度」 の「満足」及び「やや満足」の割合) ※参考：令和 2 年度調査 48.1%
	令和 6 年度	—(※市民意識調査を隔年で実施しているため非表示)
	令和 7 年度	大崎市に対する総合的な市民満足度 53%
	総計	—

3 共に歩む組織・機構の構築

(1) 市民が利用しやすい組織

社会情勢の変化に伴う新たな行政課題へ対応するため，事業の変遷に合わせて部署の統廃合を行うなど，スリムで実行性を備えた組織機構の確立に努めるものとしします。

また，市民にとってわかりやすく，利用しやすい行政サービスを実現させるため，窓口での各種手続などの効率化に努めます。

(2) 災害に強い組織，防災体制の強化

市民の生命と財産を守ることは，市の重要な使命です。

東日本大震災による壊滅的な被害や，豪雨による水害等の経験を踏まえ，今後もしも起こり得る危機事案全般を想定し，応急対応を含めた行政サービスを最短でかつ効率的に提供できる組織を構築します。

また，大規模な災害が発生した場合には，市の対応（公助）に限界があることから，地域の防災力（共助）の強化を図り，災害に強い安全，安心なまちづくりを推進します。

(3) 団体等の連携

市民ニーズが多様化し，きめ細かな行政サービスの提供が求められていることに対応するため，多様な主体と行政が互いの役割と責任を認識し，自主自立を基本に置きつつ連携できる仕組みを構築し，行政サービスの質の向上と行政の効率化，地域課題の解決を図ります。

4 職員の定員管理及び人材育成

(1) 定員管理計画の推進

「大崎市定員管理計画」のもと、年齢分布の不均衡、業務の停滞及び組織力の低下を招かないよう配慮しながら、職員定数の最適化に努めます。

また、会計年度任用職員等については、その必要性や効果について検証を行いながら、適正な配置に努めます。

(2) 効率的な人員体制の構築

重点的に取り組む分野については、戦略的な人員体制の構築に努めます。

市の組織機構については、常に効率的かつ効果的であることを検証しながら見直しを行い、政策形成機能や総合調整機能の充実・強化を図り、新たな行政需要にも迅速かつ効率的に対応できるような体制づくりに努めます。

No.7 適正な定員管理計画の推進 <継続>

【担当課：人財育成課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
定員管理計画の推進と検証	①②	①②	①	行政改革を踏まえたメリハリのある職員配置や高齢層職員の知識等の継承、事務事業に応じた会計年度任用職員の確保など、適正な定員管理に努める。
定年延長制度の活用	③	③	③	
主な取組内容				
①「大崎市定員管理計画」に基づく適正な定員管理の推進と計画の検証				
②次期定員管理計画（令和7～11年度職員採用計画）の策定				
③暫定再任用職員を含む高齢層職員の知識・経験・技能等の継承				
取組による効果 (目標値)	令和5年度	R5.4.1 現在定員管理計画職員数（一般職＋再任用フルタイム職員） 986人 ※参考 再任用短時間職員＋任期付職員＋会計年度任用職員 875人，総職員数 1,861人		
	令和6年度	R6.4.1 現在定員管理計画職員数（一般職＋再任用フルタイム職員） 988人 ※参考 再任用短時間職員＋任期付職員＋会計年度任用職員 873人，総職員数 1,861人		
	令和7年度	R7.4.1 現在定員管理計画職員数（一般職＋再任用フルタイム職員） 990人 ※参考 再任用短時間職員＋任期付職員＋会計年度任用職員 868人，総職員数 1,858人		
	総計	—		

(3) 職員研修の充実

市民ニーズの多様化や複雑化する行政課題に対応していくため、職員一人ひとりの能力開発が必要となります。能力開発は、職員自らが意識的に学ぼうとする自学が基本であり、自学意欲を持った職員を増やし、職員満足度の向上が、ひいては市民満足度の向上につながるよう努めていきます。

さらに、市民との協働によるまちづくりを推進していくために、市民の視点を持って常に行動を起こせるよう、対話力のある職員を育成しながら、職員の意識を高めていきます。

No.8 人財育成の推進 <継続>

【担当課：人財育成課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
職員研修等による人財育成の推進	①～③	①～③	①～③	「大崎市人財育成基本方針」に基づき、職務思考能力向上等に努め、より効率的で実効性の高い人財育成を推進する。
良好な職場環境の醸成	④	④	④	
主な取組内容				
①体系的な研修計画の作成と随時見直し ②職員意識調査による人財育成体制の検証や研修ニーズの把握 ③各種研修機関等への派遣と庁内研修の充実、職場内研修（OJT）の支援 ④職員の仕事に対するモチベーションの向上、コミュニケーションの活性化				
取組による効果 (目標値)	令和5年度	職員意識調査「自己成長」の点数 63ポイント ※参考 令和4年度調査 59ポイント 職員意識調査「組織風土」の点数 64ポイント ※参考 令和4年度調査 63ポイント		
	令和6年度	職員意識調査「自己成長」の点数 64ポイント 職員意識調査「組織風土」の点数 65ポイント		
	令和7年度	職員意識調査「自己成長」の点数 65ポイント 職員意識調査「組織風土」の点数 66ポイント		
	総計	—		

5 行政の情報化

(1) 業務案内、行政手続の総合化及び電子化の推進

市役所の業務案内や行政手続については、利便性の向上が求められています。このため、各種手続における簡素化を図るためICTの有効活用を推進し、行政サービスのより一層の向上に努めます。また、マイナンバーカードを活用した行政手続の普及やインターネットを活用した行政情報提供のサービス拡大を図りながら、窓口業務の委託化の有効性についても検討することとします。

No.9 デジタル技術の活用による行政サービスの向上 <新規>

【担当課：行政管理課，防災安全課，生涯学習課，財政課，関係各課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
デジタル技術を活用した住民サービスの向上	①②	①②	①②	デジタルサービスの活用により、住民の利便性を向上させ、行政サービスの満足度を高める。
主な取組内容				
①災害時の迅速な情報発信				
②公共施設のオンライン予約				
取組による効果 (目標値)	令和5年度	導入アプリの検討，導入サービスの検証		
	令和6年度	テスト運用		
	令和7年度	サービスの導入		
	総計	—		

No.10 マイナンバーカードの利用拡大 <拡大>

【担当課：デジタル戦略課，関係各課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
マイナンバーカードを活用した行政サービスの拡大	①②	①②		マイナンバーカードを活用した各種手続や証明書交付等のサービスを更に整備し、カードの普及に努めるとともに、手続の迅速化や事務コストの節減を図る。
マイナンバーカードを活用したデジタル総合窓口の整備		③	③	
マイキーIDの設定支援	④	④	④	
主な取組内容				
①マイナンバーカードを活用した行政サービスの利用拡大への検討				
②サービスを行うための機器等の導入及び条件（情報連携等）の検討及び整備				
③マイナンバーカードを活用した電子申請（マイナポータル等）での手続が行える仕組みを構築				
④マイナンバーカードの活用を促進するため、マイキーIDを設定する窓口の継続				

取組による 効果 (目標値)	令和5年度	マイナンバーカードを活用した新規電子申請サービス 件数 2件
	令和6年度	マイナンバーカードを活用した新規電子申請サービス 件数 2件
	令和7年度	マイナンバーカードを活用した新規電子申請サービス 件数 2件
	総計	—

No.11 行政情報のオープンデータ化の整備 <継続>

【担当課：デジタル戦略課，関係各課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
宮城県及び市町村共有オープンデータポータルサイトの公開データの選定・公開	①	①	①	市が保有する行政情報（統計，防災情報等）をオープンデータとして整備，公開することで，市民がデータを利用して，地域課題の解決や，行政の効率化（コスト削減）の提言，新たな産業の掘り起しなど，まちづくりの道具としての活用を促進する。
市の行政情報をオープンデータとして整備・公開	②③	②③	②③	
主な取組内容				
①住民やデータ利用者のニーズを把握したオープンデータの検討 ②各課で所有するデータの把握及びデータ化の推進 ③各課からのデータ収集及び公開データの選定（機械判読に適した形式への変換含む）				
取組による 効果 (目標値)	令和5年度	オープンデータ新規登録データ数 20件		
	令和6年度	オープンデータ新規登録データ数 20件		
	令和7年度	オープンデータ新規登録データ数 20件		
	総計	—		

(2) 電算システム運用の見直し

市の行政サービスを安定的かつ迅速に市民に提供するため，電算システムはあらゆる業務の基盤となっています。

このため，電算システムをより効果的に活用することで，業務の質が向上し，行政コストの節減も図られます。

電算システムを有効的に活用するため，各電算システムの稼動状況や事務処理などを検証し運用改善を図るとともに，新たな分野への導入を検討し，更なる効率化を推進します。

No.12 AI や RPA 等を活用した業務の効率化 <拡大>

【担当課：デジタル戦略課，行政管理課，関係各課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
AI, RPA によって効率化が図られる業務の選定	①②	①②	①②	業務の効率化を高め，生産性や住民サービスの向上を図るため，AI や RPA 等の ICT の技術を業務に活用する。
一部業務の AI, RPA の試験導入による効果の検証	③	③④	③④	
主な取組内容				
①各課の業務プロセスの棚卸し及び改善ポイントの明確化 ②定期的かつ膨大な作業量が発生する業務の抽出（AI, RPA に適した業務の選定） ③試験導入による効果等の検証 ④本格導入の可否の検討				
取組による効果 (目標値)	令和5年度	試験導入10件，本格導入5件による従事時間の削減		
	令和6年度	試験導入10件，本格導入5件による従事時間の削減		
	令和7年度	試験導入10件，本格導入5件による従事時間の削減		
	総計	—		

No.13 内部情報系システムの運用の見直し <継続>

【担当課：デジタル戦略課，関係各課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
内部情報系（グループウェア）の効果的な活用方法の検討，職員への周知	①②	①②	①②	内部情報系システムをより効果的に活用し，事務の効率化を進めるとともに，内部情報系パソコンを活用したペーパーレス会議や職員の移動を要しない Web 会議等の利用率を高めることで業務の効率化を図る。
グループウェア等内部情報系システムの庁内利用基準等の作成及び見直し	③	③	③	
主な取組内容				
①システムを効果的に活用する仕組みを内部情報系ワーキンググループ等にて検討及び周知 ②内部情報系パソコンを活用したペーパーレス会議や Web 会議（Webex 及び Zoom 等）を活用するための研修等の実施 ③文書のペーパーレス化，電子文書の共有化等の推進				
取組による効果 (目標値)	令和5年度	ペーパーレス会議又は Web 会議の開催数 庁内の会議の各 70%		
	令和6年度	ペーパーレス会議又は Web 会議の開催数 対前年比各 5%増		
	令和7年度	ペーパーレス会議又は Web 会議の開催数 対前年比各 5%増		
	総計	—		

6 市の公共施設のあり方の検討

(1) 市の公共施設のあり方の検討

公共施設の多くは、時代や社会の要請、多様な市民ニーズに対応するため、多岐の分野にわたって整備されたものですが、効率的に利用されているとは限りません。

施設の老朽化や少子高齢化と人口減少の進行などによる社会情勢の変化、市民ニーズの変化等の状況を踏まえ、施設の必要性や管理手法等を見直す必要があります。

このため、「大崎市公共施設等総合管理計画」のもと、公共施設全体の状況を把握し、利用率の低い施設や老朽化が著しい施設は、廃止・統合等の対象として検討を行い、施設の総量抑制を図り、保有規模の適正化に努めます。

また、施設の管理運営については、業務の委託化や指定管理者制度の導入を図り、さらには、民営化などの検討を進め、効率化を図ります。

No.14 施設総量の適正化の推進 <拡大>

【担当課：財政課，行政管理課，関係各課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
個別施設計画の更新と公共施設等の利用状況の把握	①	①	①	公共施設について、「大崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設総量（延床面積）の縮減を図りながら、適正規模での配置と機能の組み合わせによる統廃合（集約化，複合化，廃止）を計画的に行う。 施設総量の縮減目標は、令和38年時点で、32.3%減となっている。
公共施設等の利用状況を踏まえた庁内検討の実施	②③	③	③	
庁内検討結果に基づく施設整備方針の策定	④	④	④	
主な取組内容				
①個別施設計画の更新と公共施設等の利用状況の把握 ②各施設における統廃合を検討する判断基準の策定 ③各施設における統廃合を検討する判断基準に基づく庁内検討の実施 ④庁内検討結果に基づき、統廃合に関する施設整備方針を策定				
取組による効果 (目標値)	令和5年度	各施設における統廃合を検討する判断基準の策定 各施設における統廃合を検討する判断基準に基づく庁内検討の実施 庁内検討の結果に基づき、統廃合に関する施設整備方針の策定		

	令和6年度	各施設における統廃合を検討する判断基準に基づく庁内検討の実施 庁内検討の結果に基づき、統廃合に関する施設整備方針の策定
	令和7年度	各施設における統廃合を検討する判断基準に基づく庁内検討の実施 庁内検討の結果に基づき、統廃合に関する施設整備方針の策定
	総計	—

No.15 集会施設の地域への譲与の推進 <継続>

【担当課：まちづくり推進課，各総合支所地域振興課，財政課，総務課，行政管理課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
地域との譲与に向けた協議	①②③	②	②	公共施設等総合管理計画に基づき、集会施設の地域への譲与手続について、地域の意向を確認しながら、譲与の促進を図る。
集会施設の地域への譲与	④	④	④	
主な取組内容				
①集会施設の地域への譲与に向けた課題整理（対象施設数 51 件）				
②地域の意向確認と支援体制の整備				
③指定管理者制度導入施設の更新期間の調整，施設のあり方の検討				
④協議の調った集会施設の地域への譲与の実施				
取組による効果 (目標値)	令和5年度	地域への譲与数 4 施設（計画）		
	令和6年度	地域への譲与数 4 施設（計画）		
	令和7年度	地域への譲与数 4 施設（計画）		
	総計	—		

7 改善を本旨とする財政健全化の推進

(1) 自主財源の確保

持続可能な財政運営を図るためには、事務事業の実施に要する財源を確保する必要があります。このため、行政サービスの提供にあっては、応益者負担のあり方をコスト管理に基づいて見直し、収入の適正化を進めることとします。

さらに、負担の公平性の視点から、適正な債権管理の手段をもって対応するなどの取組みを積極的に進めます。

No.16 滞納整理の推進 <継続>

【担当課：納税課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
滞納整理の推進	①②	①②	①②	滞納整理の推進を図り、市の安定的な収入を確保する。
主な取組内容				
①「大崎市市税等滞納整理の指針」の推進				
②現年課税分の徴収強化				
取組による効果 (目標値)	令和5年度	市税等の滞納整理による収納見込額	44,400千円	
	令和6年度	市税等の滞納整理による収納見込額	44,400千円	
	令和7年度	市税等の滞納整理による収納見込額	44,400千円	
	総計	市税等の滞納整理による収納見込額	133,200千円	

No.17 使用料等の収入確保 <継続>

【担当課：納税課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
未納者への対策の強化	①	①	①	未納者への対策を強化することで、市民間の公平性の確保を図る。
主な取組内容				
①各債権担当課への滞納整理業務に係る指導及び連携の強化				
取組による効果 (目標値)	令和5年度	使用料等の滞納整理による収納見込額	49,000千円	
	令和6年度	使用料等の滞納整理による収納見込額	49,000千円	
	令和7年度	使用料等の滞納整理による収納見込額	49,000千円	
	総計	使用料等の滞納整理による収納見込額	147,000千円	

No.18 ふるさと納税制度の活用 <拡大>

【担当課：政策課，関係各課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
ふるさと納税制度の促進	①～⑥	①～⑥	①～⑥	ふるさと納税に対する返礼品を充実することにより，ふるさと納税を促進し，本市の魅力の発信と交流人口の拡大を図るとともに，地域活性化のための自主財源の確保に努める。また，地域再生計画に基づく事業推進のため，企業版ふるさと納税の活用を努める。
主な取組内容				
①交流・体験メニューなど魅力的な返礼品の開発 ②効果的なPRの実施 ③地元企業との意見交換会や新規事業者への勉強会の開催 ④より身近で納税しやすい環境づくり ⑤ふるさと納税制度を活用したガバメントクラウドファンディングの検討・活用 ⑥企業版ふるさと納税の推進				
取組による 効果 (目標値)	令和5年度	寄附件数	個人版 22,000件 企業版 5件	
	令和6年度	寄附件数	個人版 22,500件 企業版 6件	
	令和7年度	寄附件数	個人版 23,000件 企業版 7件	
	総計	—		

(2) 遊休資産等の活用・売却

これまでも、売却可能な財産の売払いを行ってきたところですが、遊休地・遊休施設については、維持管理経費の節減や市民サービスの財源確保の観点からも積極的な売却、貸付等を行っていきます。

No. 19 遊休資産の活用 <継続>

【担当課：財政課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標	
	5年度	6年度	7年度		
遊休資産の売却	①②	①②	①②	更なる自主財源の確保のため、民間の媒体による手法も取り入れながら、遊休資産を積極的に売却又は活用を図る。	
遊休資産の活用	①②	①②	①②		
主な取組内容					
①遊休資産の売却，貸付や転用等による有効活用の促進					
②売却や貸付等の促進に向けた対象物件の整理と条件整備					
取組による 効果 (目標値)	令和5年度	売却額	20,000千円	貸付額	25,000千円
	令和6年度	売却額	20,000千円	貸付額	25,000千円
	令和7年度	売却額	20,000千円	貸付額	25,000千円
	総計	売却額	60,000千円	貸付額	75,000千円

8 公営企業の経営健全化

(1) 病院事業の経営健全化

令和5年度に策定する「公立病院経営強化プラン」は行政、公立病院が協力し大崎圏域の公立病院が持続可能な医療体制を構築するために、「役割、機能の最適化と連携の強化」、「医師・看護師等の確保と働き方改革への対応」、「新興感染症の感染拡大時に備えた機能・設備の充実」の実現に向け大崎圏域全体が同じ方向を向き、宮城県の「第8次地域医療計画」との整合性を図りながら策定する計画となります。

それらを踏まえ市民病院本院においては、高度医療、救急医療、周産期医療など、高度先進的な医療のさらなる充実・強化を図るとともに、県北の基幹病院としての役割、また、分院・診療所においては、回復期機能と地域のかかりつけ医としての役割が果たせるよう取り組むこととし、病院機能評価の受審や、外部評価検討会議等の第三者機関からの意見を取り入れながら、高度で質の高い医療を提供することで経営の健全化を図ります。

No. 20 病院事業の経営健全化 <継続>

【担当課：経営企画課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
公立病院経営強化プランの策定への参画及び確実な実行	①	①	①	病院の円滑な事業運営の推進及び医療サービスの向上を図る。 収入増加策及び支出削減策の取組を強化し、経営の安定化を目指す。
病院ビジョンの策定及び達成	②	②	②	
分院・診療所におけるかかりつけ医機能の充実と持続可能な地域医療の提供	③④	③④	③④	
医療の質改善に向けた取組	⑤⑥	⑤⑥	⑤⑥	
主な取組内容				
①公立病院経営強化プラン策定への参画と確実な実行				
②第2期病院ビジョンの結果検証と第3期病院ビジョンの策定と確実な実行				
③医業収支改善への取組みによる持続した地域医療の提供の実践				
④地域包括ケア病床と在宅医療等との円滑な連携による地域包括ケアシステムの一助を担う				
⑤病院機能評価機構による認定継続等による医療の質の改善への取組みと高度で質の高い医療の提供の実践				
⑥働き方改革による「ワーク・ライフ・バランス」の改善と働きやすい職場環境の構築				

取組による 効果 (目標値)	令和5年度	○医業収支比率 本院 91.8% 鳴子温泉分院 64.0% 岩出山分院 82.4% 鹿島台分院 79.0% 田尻診療所 64.7% 健康管理センター98.9% ○在宅復帰率 鳴子温泉分院 83.0% 岩出山分院 82.0% 鹿島台分院 82.0%
	令和6年度	○医業収支比率 本院 93.5% 鳴子温泉分院 64.2% 岩出山分院 82.6% 鹿島台分院 79.2% 田尻診療所 64.9% 健康管理センター99.1% ○在宅復帰率 鳴子温泉分院 84.0% 岩出山分院 83.0% 鹿島台分院 83.0%
	令和7年度	○医業収支比率 本院 93.7% 鳴子温泉分院 64.4% 岩出山分院 82.8% 鹿島台分院 79.4% 田尻診療所 65.1% 健康管理センター99.3% ○在宅復帰率 鳴子温泉分院 85.0% 岩出山分院 84.0% 鹿島台分院 84.0%
	総計	(令和5～7年度平均) ○医業収支比率 本院 93.0% 鳴子温泉分院 64.2% 岩出山分院 82.6% 鹿島台分院 79.2% 田尻診療所 64.9% 健康管理センター99.1% ○在宅復帰率 鳴子温泉分院 84.0% 岩出山分院 83.0% 鹿島台分院 83.0%

(2) 水道事業の経営健全化

「大崎市水道ビジョン」、「大崎市水道事業のアセットマネジメント」、「大崎市水道事業経営戦略」に基づき、安心安全な水道水の安定供給と、持続可能な水道事業を確立するため、経営改革に努めていきます。

また、市民にわかりやすい経営指標等を用いて、経営状況を公表するなど、より透明性の高い企業経営を推進していきます。

No.21 上下水道事業の経営健全化 <拡大>

【担当課：経営管理課】

改善・推進の内容	改善スケジュール			改善・推進目標
	5年度	6年度	7年度	
水道事業経営効率化の推進	①～④	①～④	①～④	施設・管路の計画的な更新と漏水調査に基づく管路修繕を行い、有収率を向上、水の安定供給による収入確保と経費節減につなげる。また、遊休資産の有効活用や処分により収入確保に努める。包括業務委託による効率化とサービスの充実に努める。
下水道事業経営効率化の推進	④～⑧	④～⑧	④～⑧	下水道未普及地域解消に向けた計画的な下水道整備や水洗化促進による下水道使用料の収入確保と、ストックマネジメント計画による計画的・効率的な改築・修繕による経費節減に努め、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図る。
主な取組内容				
①計画的な施設（構造物・設備・管路）の更新及び耐震化と、漏水調査による修繕及び鉛製給水管解消事業 ②遊休資産の有効活用や処分 ③包括業務委託における各業務の効率化とサービスの充実 ④組織統合後の共通事務の効率的な実施 ⑤不納欠損の削減に向けた適切な債権管理 ⑥水洗化促進に向けた啓発 ⑦下水道未整備地域の計画的な汚水管渠整備 ⑧下水道施設ストックマネジメント計画に基づく、事業費の平準化を踏まえた下水道施設の計画的かつ効率的な改築・修繕				

取組による 効果 (目標値)	令和5年度	水道事業効果額	4,072 千円
		下水道事業効果額	1,740 千円
		上下水道事業効果額	5,812 千円
	令和6年度	水道事業効果額	4,072 千円
	下水道事業効果額	1,740 千円	
	上下水道事業効果額	5,812 千円	
令和7年度	水道事業効果額	4,072 千円	
	下水道事業効果額	1,740 千円	
	上下水道事業効果額	5,812 千円	
総計	水道事業効果額	12,216 千円	
	下水道事業効果額	5,220 千円	
	上下水道事業効果額	17,436 千円	